

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

奈良県桜井市桜井 281-11
大 和 信 用 金 庫

金庫は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、総ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日の 3 年間とする。

2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

【目標①】 男性の子育て目的の休暇の取得促進

⇒配偶者が出産した男性職員の育児促進を図るため、育児休暇制度の取得率向上を目指す。(平均取得率：26 年度 42.9%、27 年度 22.2%、28 年度 50.0%)

・行動計画期間内の配偶者産後休暇中の育児休暇の取得率を、50%以上とすること。

[対策と実施時期]

・配偶者が出産予定の男性職員を出来るだけ早く把握し、配偶者産後休暇中の育児休暇制度の利用を積極的に案内することで取得率の向上を図る。(随時)

【目標②】 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

⇒育児休業期間中の代替要員を確保するなど育児休業をとりやすい環境を整備することで、育児休業の取得を促進する。

・行動計画期間内の女性育児休業取得率を、100%とすること。

[対策と実施時期]

・女性職員については、妊娠判明後できるだけ早く育児休業中の代替要員確保を行い、育児休業取得率を 100%とする。(随時)

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

【目標①】 所定外労働削減のための措置の実施

⇒仕事と家庭の両立における所定外労働削減の重要性について理解を深めるため、店長会議等で意識啓発していく。

[対策と実施時期]

・年 4 回の店長会議において、総務部長より各部店長に対し、所定外労働削減および退庫時刻の早期化を意識啓発する。

・労使代表による人事制度検討委員会において、所定外労働削減および退庫時刻の早期化を検討課題とし、改善策を協議する。(随時)

【目標②】 年次有給休暇取得促進のための措置の実施

⇒全職員が取得すべき年休日数を、年間9日（連続5日含む）とし、年休の取得率向上を図る。（平均取得率：26年度43.8%、27年度49.4%、28年度50.7%）

- ・年次有給休暇の年間平均取得率（毎年度）を50%以上とする。

[対策と実施時期]

- ・取得すべきとしている年休の9日については、毎年度4月に取得予定を、10月には取得状況に係る報告を義務づけ、取得促進を図っていく。

【目標③】 固定的な性別役割分担意識の是正のための研修実施

⇒各職場内において、仕事と家庭の両立支援や固定的性別役割分担意識の是正に関する研修（いわゆるジェンダー研修）ならびに各種ハラスメント防止研修を実施すると共に、本行動計画の趣旨浸透を図る。

[対策と実施時期]

- ・各職場内での研修実施に先立ち、各部店次席者（コンプライアンス担当者）宛に当該年度に実施する研修の使用教材を配布し、各職場内で研修を実施する際のポイントを理解させておく。（毎年1回実施）

以上